明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条約〕
○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアイスランドとの間の条約（九）　二
○盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約（一〇）　三
〔告示〕
○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアイスランドとの間の条約の効力発生に関する件（外務三〇三）　四
○盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約への日本国の加入に関する件（同三〇四）

本号で公布された法令のあらまし

◇所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアイスランドとの間の条約（条約第九号）（外務省）

この条約は、経済的及び人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の除去等を目的として日本国とアイスランドとの間で課税権の調整等を行うものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。日本国においては所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税に、アイスランドにおいては国税である所得税、地方税である所得税及び特別炭化水素税に適用する。（第一条及び第二条関係）

2　この条約上、一定の用語は、それぞれこの条約において定義された意義を有し、この条約に定義されていない用語は、各締約国の法令上有する意義を有する。（第三条～第五条関係）

3　不動産所得に対しては、不動産所在地国において課税することができる。一方の締約国の企業の利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合に、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができ、恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては本支店間の内部取引を厳格に認識して課税対象とする。一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。両締約国の企業の間に商業上又は資金上の特殊の関係がある場合には、これらの関係がなかったものとした場合の利得に対して課税することができる。（第六条～第九条関係）

4　配当に対する源泉地国における課税は、年金基金が受益者である場合には免除され、親会社が子会社から受け取る配当に対しては条件により五パーセントを超えない税率により行われ、又は免除され、その他の配当に対しては一五パーセントを超えない税率により行われる。利子及び使用料に対しては、源泉地国における課税は免除される。（第一〇条～第一二条関係）

5　不動産等の譲渡収益に対しては、源泉地国において課税することができる。その他の財産の譲渡収益に対しては、譲渡者の居住地国においてのみ課税することができる。（第一三条関係）

6　一方の締約国の居住者がその勤務について取得する報酬に対しては、一定の場合を除き、その勤務が他方の締約国内において行われる場合にのみ当該他方の締約国において課税することができる。法人の役員報酬に対しては、当該法人の居住地国において課税することができる。一方の締約国の居住者が芸能人又は運動家として他方の締約国内において行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において課税することができる。（第一四条～第一六条関係）

7　一方の締約国の居住者が受益者である退職年金等に対しては、当該退職年金等が他方の締約国内において生ずる場合には、当該他方の締約国においても課税することができる。一方の締約国等に対して提供される役務につき支払われる報酬及び退職年金に対しては、一定の場合を除き、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者が受け取る一定の給付に対しては、当該一方の締約国における課税が免除される。匿名組合契約等に関連して匿名組合員が取得する所得及び収益に対しては、源泉地国において課税することができる。（第一七条～第二〇条関係）

8　この条約の各条に規定がない所得に対しては、所得の受益者の居住地国においてのみ課税することができる。（第二一条関係）

9　この条約の特典を受けることができる者は一定の要件を満たす適格者等に限定され、第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について当該第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられない。（第二二条関係）

10　アイスランドの居住者が納付する日本国の租税の額は、アイスランドの租税の額から控除する。日本国の居住者が納付するアイスランドの租税の額は、日本国の租税の額から控除する。一方の締約国の国民及び企業は、他方の締約国において、租税に関し、同様の状況にある当該他方の締約国の国民及び同様の活動を行う当該他方の締約国の企業よりも不利に取り扱われない。（第二三条及び第二四条関係）

11　両締約国の権限のある当局は、納税者の申立てに係る事案及びこの条約の適用等に関する問題を合意によって解決するよう努める。納税者から申し立てられた事案について、二年以内に両締約国の権限のある当局間で合意によって解決することができない場合には、納税者の要請により仲裁に付託することができる。（第二五条関係）

12　両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。（第二六条関係）

13　両締約国は、租税債権の徴収につき相互に支援を行う。（第二七条関係）

14　この条約は、外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼさない。（第二八条関係）

15　この条約は、両締約国の法令上の手続に従って承認されなければならず、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三〇日目の日に効力を生ずる。また、この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。（第三〇条及び第三一条関係）

◇盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約（条約第一〇号）（外務省）

この条約は、視覚障害者等が著作物を利用する機会を促進するため、利用しやすい様式の複製物に関する国内法令上の制限及び例外、利用しやすい様式の複製物の国境を越える交換等について定めるものであり、その概要は以下のとおりである。

1　この条約は、他の条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。（第一条関係）